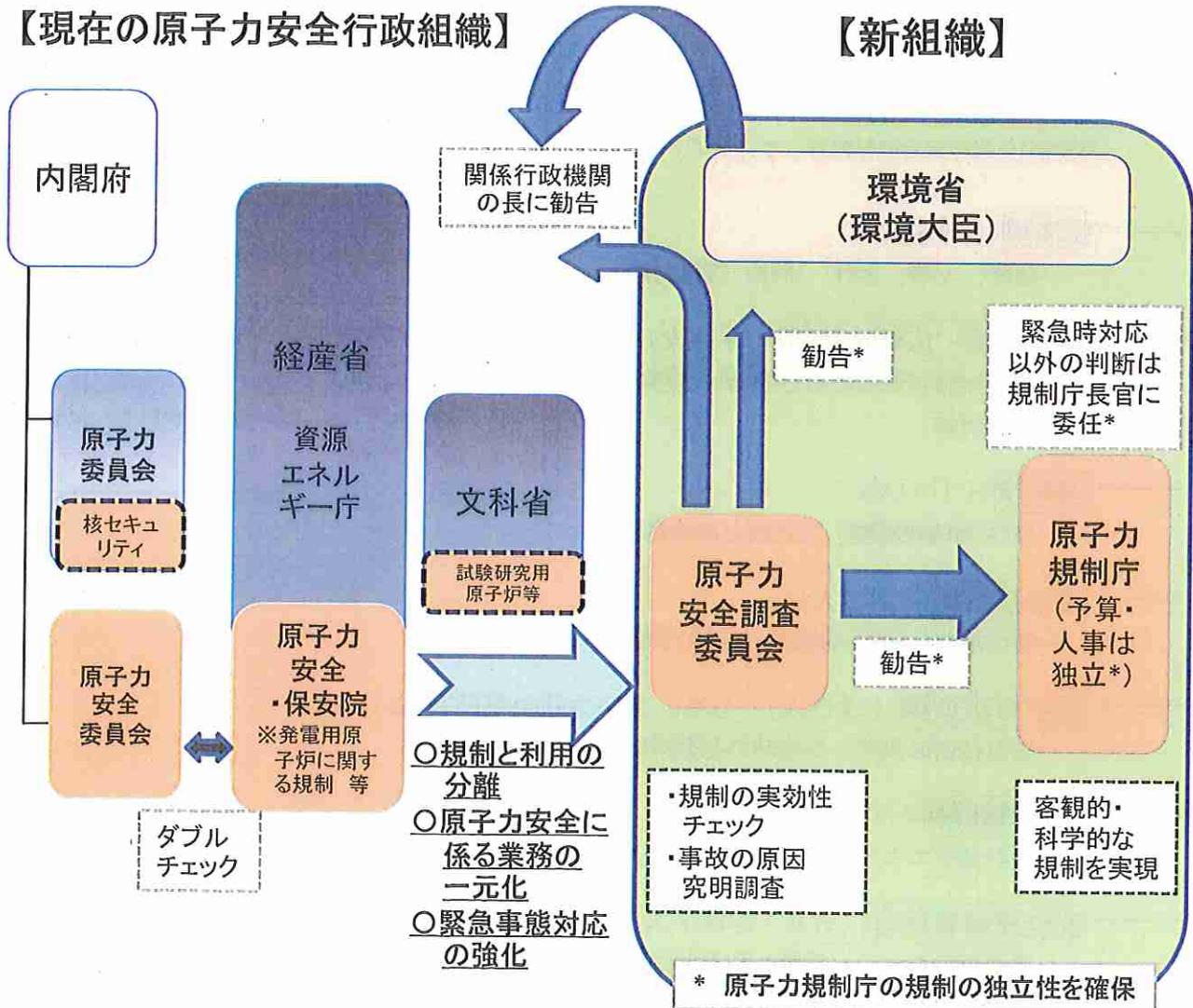


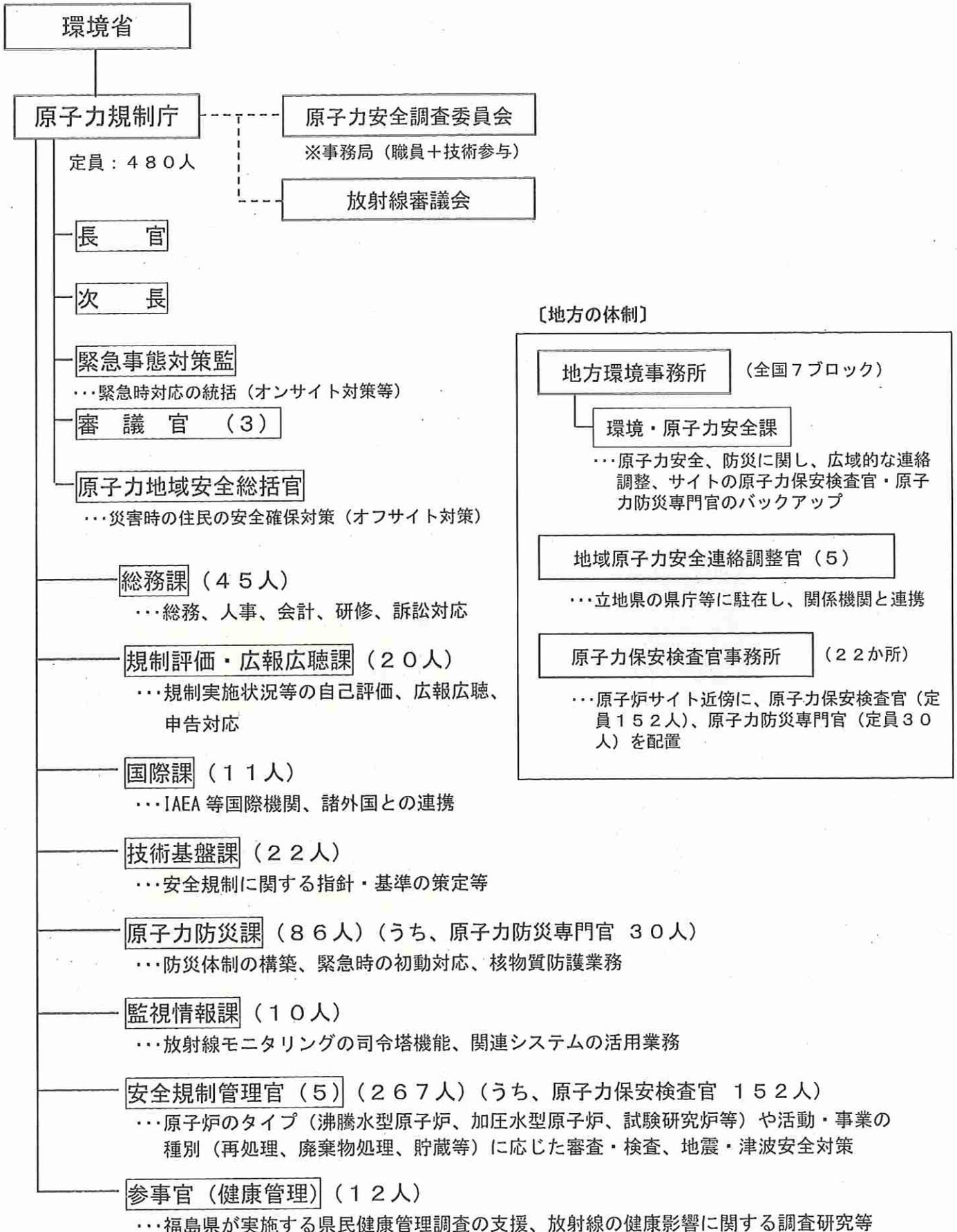
原子力安全規制に関する組織及び制度の見直しについて

原子力安全規制に関する新組織

- 原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経産省から分離し、各省の関係業務を一元化し、環境省に、独立性の高い外局として、原子力規制庁を設置（国家行政組織法第3条第2項）。（組織体制：500人規模、予算500億円規模）
- 規制の実効性チェック、事故の原因究明調査を行い、必要に応じ勧告等を行うことにより、原子力規制庁の規制の独立性を担保する監視機関として、原子力安全調査委員会を置く。（国会同意人事）
- 緊急事態対応を原子力規制庁の重要な役割と位置づけ、政府全体での対応の中心とする。



原子力規制庁の組織（案）



原子力規制庁の予算案の概要

【予算総額】 合計 約 504 億円

(一般会計約 27 億円、エネ特会約 414 億円、復興特会約 62 億円)

【重点分野】

1. 危機管理機能の強化

地域の防災体制の強化、オフサイト・センター等の機能強化等により、危機管理体制を強化する。

(主な項目)

※単位は億円。()内は現行組織の23年度当初予算額。

- | | |
|---|-------------|
| ・緊急時安全対策交付金 | 89.7 (31.5) |
| ・原子力発電施設等緊急時対策技術等事業
(オフサイト・センター、緊急時対応センターの機能強化等) | 37.9 (29.9) |

2. 原子力安全規制の高度化

最新知見を既存施設に反映する規制(バックフィット)や重大事故対策に対応した原子力安全規制の高度化を進める。

(主な項目)

- | | |
|---|-------------|
| ・原子力施設等安全解析事業
(既存施設の安全性評価の実施等) | 16.0 (11.9) |
| ・原子力防災分野の規制高度化研究事業
(重大事故に対応した評価手法の整備等) | 16.8 (5.6) |

3. 健康管理・調査

今回の事故の被災者の健康管理・健康調査等を福島県と連携して進める。

(主な項目)

- | | |
|--|-----------|
| ・原子力被災者健康管理・健康調査事業
(被ばく線量評価等に関する調査研究、リスクコミュニケーション等) | 19.0 (0) |
|--|-----------|

4. 原子力安全規制を支える基盤の強化

原子力事故に対応するモニタリングの体制の整備、人材の育成、国際機関との連携強化、安全研究の充実等を進め、原子力安全の基盤を強化する。

(主な項目)

- | | |
|--|---------------|
| ・原子力発電所事故影響調査経費(一括計上) | 18.5 (0) |
| ・放射性物質監視推進事業
(緊急時に自らモニタリングを実施。ニーズに応じ環境調査を実施) | 13.8 (0) |
| ・原子力安全に関する国際会議開催経費等
(IAEAの閣僚級会合の開催、規制機関評価の受け入れ) | 2.1 (0) |
| ・安全研究の推進(各種安全研究の合計、再掲あり) | 154.7 (152.4) |

※ エネルギー特別会計において、独立した経理区分として「安全規制対策」を24年度から創設すべく、作業を進める。

原子力安全規制の転換

「放射線の有害な影響から人と環境を守る」との強い決意のもとに、「安全に関する最新の知見を施設及びその運用に反映する規制」「事業者自らが不断に安全性向上に向けて取り組む責任」を確立するとともに、「法令による透明化」により、国民の目に見えるようにする。

○ 原子力基本法の見直し

原子力利用における安全の確保は、原子力安全に関する国際的な動向を踏まえ、「放射線による有害な影響から人と環境を守る」ために行うことを明文で規定。

○ 原子炉等規制法の見直し

1. 「想定外」への対応～重大事故も考慮した安全規制への転換

- (1) 施設に対する規制基準の抜本的な強化（交流・直流電源の多重・多様性確保、設備内部への水の浸入防止、格納容器のベント（排気）システムの改善等）
- (2) これまで事業者の「自主的取組」と位置づけてきた事故発生時の対策（アクシデントマネジメント）を、法令による規制対象に
- (3) 炉毎に、施設的设计及び運用における安全対策の総合的なリスク評価を義務づけ、結果等を国に届け出るとともに、公表を義務づけ

2. 最新の知見による規制～最新の知見を既存施設にも反映する規制への転換

- (1) 最新の技術的知見を技術基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務づける、いわゆるバックフィット制度を導入
- (2) 安全性向上につながる施設の増設、改造等に対する届出制度の導入
- (3) 安全性を向上させる設備の導入について型式承認制度を導入

3. 高経年化炉対策としての「40年運転制限」を導入

発電用原子炉を運転できる期間を使用前検査に合格した日から起算して40年と定める。ただし、当該期間の満了に際し、長期間の運転に伴い生ずる原子炉等の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基準として環境省令で定める基準に適合していると認めるときに限り、20年を超えない期間であって政令で定める期間を限度として、一回に限り、延長の認可をすることができることとする。

4. 事業者責任の明確化～事業者自らの安全性向上への取組責任を明確化

- (1) 事業者が第一義的に災害防止に関する必要な措置を講ずる義務を有する旨を明確化
- (2) 運転開始以降のみならず、設計・建設段階からの品質管理活動を行うことを法令により義務づけ
- (3) 炉毎に、安全対策の総合的なリスク評価を義務づけ、国への届出と公表を義務づけることにより、「見える化」し、社会評価に供する。（1（3）の再掲）

5. 災害発生時等の国民の生命・健康の保全確保の徹底

- (1) 災害が発生した原子力施設（例：東電福島第一原子力発電所）に対する安全規制の特別措置の導入（施設の指定、計画策定・遵守、検査等）
- (2) 災害発生時の急迫した危険がある原子力施設に対する使用停止等の緊急措置命令の導入

6. 原子力安全規制の一本化～電気事業法との分離

- (1) 電気事業法の原子力発電所に対する安全規制（定期検査等）を、原子炉等規制法に一本化
- (2) 原子炉等規制法の目的、許可等の基準から原子力の利用等の計画的な遂行に関するものを削除し、安全の観点からの規制であることを明確化
- (3) 原子炉等規制法の目的として、放射性物質の施設外への異常放出を防ぐことを明示し、「人と環境を守る」ことの実効性を高めることを明確化

原子力防災体制の強化

今回の事故の反省のもと、原子力災害対策特別措置法の改正、防災対策に係る国及び地域の計画の改定、オフサイトセンターの整備等により、速やかに防災体制を強化し、緊急時対応に備える

1. 原子力災害対策特別措置法（原災法）の改正

- 原子力災害対策本部の体制・機能の拡充
副本部長、本部員の拡充、事後対策における本部機能の追加。
- 原子力事業者による防災訓練の強化
事業者の防災訓練の実施状況を国が確認し、必要な改善等を命令。
- 「防災指針」（現行：原子力安全委員会決定）の法定化
現行の「防災指針」に代わる原子力災害対策の指針を原子力規制庁が策定することを法定化。

2. 国及び地域の防災計画の改定の前倒し実施

- 改正原災法の4月施行に向けた国の「防災基本計画」、「防災指針」の改定
防災基本計画の原子力災害対策編の改定と改正原災法に基づく指針の策定を年度内に準備。
- 関係都道府県及び市町村の「地域防災計画」の策定支援
関係道府県・市町村による速やかな地域防災計画の策定に向け、年初にガイドラインを提示。交付金による計画策定経費の手当てなど、技術面、資金面で自治体を支援。

3. オフサイトセンターの整備等対応力の強化

- オフサイトセンターの見直し・充実
原子力安全委員会での議論も踏まえ、オフサイトセンターの機能や設置場所等の見直しを昨年末から検討に着手しており、新年度からは具体的な計画を策定。
- 通信・放射線防護等に係る資機材の整備・充実
オフサイトセンターや自治体の防災拠点における通信手段の確保、防護服・線量計等の放射線防護資機材の整備などを推進。（緊急時安全対策交付金 約90億円（23FY約30億円））
- 実効性の高い防災訓練の計画・実施
実際の情報連絡、指揮命令、現場での行動などに即した防災訓練を実施。

4. 国の防災体制の充実

- 本庁における危機管理体制の整備
「緊急事態対策監」（オンサイト対策）、「原子力地域安全総括官」（オフサイト対策）、及び危機管理ユニット（原子力防災課、監視情報課）を設置。
- 地方の防災体制の充実
サイト近傍（22カ所）に原子力保安検査官事務所、立地県等に原子力安全連絡調整官（まず5名）、ブロックの地方環境事務所に環境・原子力安全課（環境対策課を名称変更）を配置。

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための 環境省設置法等の一部を改正する法律(案)(原子力組織制度改革法(案))

1 趣旨

原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、規制と利用の分離及び原子力安全規制の一元化の観点から、環境省に原子力規制庁を設置する等関係組織の再編及びその機能強化を行うとともに、今般の原子力発電所の事故を踏まえ、原子力安全に係る規制及び制度の見直しを行う。

2 概要

(1) 環境省等関係組織の再編及び機能強化

- 環境省に原子力規制庁を設置
 - ・ 原子炉等の安全のための規制の一元化
 - ・ 原子力事故時の災害防止の任務の明確化
- 原子力規制庁に原子力安全調査委員会を設置
 - ・ 原子力の安全の確保に関する施策等の実施状況、事故の原因を調査
 - ・ 環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長に勧告
- 放射線審議会を文部科学省から原子力規制庁に移管
- (独)原子力安全基盤機構の移管、(独)放射線医学総合研究所の一部共管化

(2) 原子力安全のための規制や制度の見直し

- 原子炉等規制法の改正
 - ・ 重大事故対策の強化、最新の技術的知見を施設・運用に反映する制度の導入、運転期間の制限 等
 - ・ 発電用原子炉施設の安全規制体系見直し(電気事業法との関係整理)
- 原子力災害対策特別措置法の改正
 - ・ 原子力災害予防対策の充実
 - ・ 原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化
 - ・ 原子力緊急事態解除後の事後対策の円滑化
 - ・ 原子力防災指針の法定化

3 施行期日

- 平成24年4月1日
- 原子炉等規制法の改正等による安全規制の見直しの一部については、公布日から10月内又は1年3月内で政令で定める日
- 原災法改正の一部については公布日から6月以内で政令で定める日

4 原子力安全調査委員会設置法(案)との関係

- この法律と原子力安全調査委員会設置法(案)は、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための一体不可分のもの

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための
環境省設置法等の一部を改正する法律案により改正される法律

- 環境省設置法
- 国家行政組織法
- 原子力基本法
- 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- 放射線障害防止の技術的基準に関する法律
- 電気事業法
- 環境基本法
- 原子力災害対策特別措置法
- 独立行政法人放射線医学総合研究所法
- 循環型社会形成推進基本法
- 独立行政法人原子力安全基盤機構法
- 特別会計に関する法律

その他附則改正される主な法律は以下のとおり

- 内閣府設置法
- 文部科学省設置法
- 経済産業省設置法
- 国土交通省設置法

原子力安全調査委員会設置法(案)

1 趣旨

原子力利用における安全の確保に関する事項について調査すること等により、原子力利用における安全の確保を確実なものとするため、環境省の原子力規制庁に、原子力安全調査委員会を設置する。

2 概要

(1) 原子力安全調査委員会の所掌事務、組織等

- 原子力安全調査委員会の所掌事務
 - ・ 原子力の安全の確保に関する施策等の実施状況の調査
 - ・ 原子力事故等の原因・被害の原因を究明するための調査
 - ・ 環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長に対する勧告等
- 原子力安全調査委員会の組織
 - ・ 委員5名で構成
 - ・ 委員は両議院の同意を得て、環境大臣が任命
 - ・ 専門事項の調査のため、専門委員を任命
- 環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長等に対し、資料・情報提供等の必要な協力を求めることが可能

(2) 原子力事故等調査

- 関係者からの報告聴取、立入検査、物件提出命令等の権限を付与。環境大臣に対し、必要な援助を求めることが可能。
- 調査報告書は公表。必要に応じ、環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長に勧告

3 施行期日

- 平成24年4月1日
(委員の任命のための両議院の同意に係る部分は公布の日から施行)

4 原子力組織制度改革法(案)との関係

- この法律と原子力組織制度改革法(案)は、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための一体不可分のもの

原子力安全規制組織等の再編及び機能強化

1. 規制と利用の分離

- (1) 原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経産省から分離し、環境省の外局として原子力規制庁を設置。「原子力の安全の確保」を環境省の任務に加える。(環境省設置法、国家行政組織法、経済産業省設置法)
- (2) 原子力利用における安全の確保は、国際的な動向を踏まえつつ、放射線による有害な影響から人の健康と環境を保護することを目的として行うことを、原子力利用の基本方針とする。(原子力基本法)
- (3) 原子炉等規制法の目的規定から、原子炉等の利用が計画的に行われることを確保することを削除するとともに、原子炉の設置の許可等の基準のうち、原子力の利用等の計画的な遂行に関するものを削除し、原子力の安全の確保を図ることが主たる目的であることを明確にする。(原子炉等規制法)
- (4) エネルギー対策特別会計に、「原子力安全規制対策」を新設。原子力安全の確保を図るための財政上の措置の経理区分を明確化する。(特別会計に関する法律)

2. 原子力安全規制組織の一元化

- (1) 文部科学省、経済産業省及び国土交通省が所掌する原子力安全規制に関する事務を一元化する等して「原子力の安全の確保」を環境省の任務に加える。(環境省設置法、文部科学省設置法、経済産業省設置法、国土交通省設置法)
- (2) 文部科学省から放射線審議会に係る業務を環境省に移管する。
(環境省設置法、文部科学省設置法、放射線障害防止の技術的基準に関する法律)
- (3) 独立行政法人原子力安全基盤機構の所管を環境省に移管し、機構の目的として原子力災害の予防等に関する業務を行うことを明確化する。
(独立行政法人原子力安全基盤機構法)

- (4) 独立行政法人放射線医学総合研究所の業務のうち、原子力事故に由来する放射線の人体への影響等に係るものについて、環境省の共管とする。
(独立行政法人放射線医学総合研究所法)
- (5) 原子力委員会から核セキュリティに関する事務の調整機能を移管する。(環境省設置法、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法)
- (6) 環境大臣は、原子力の安全の確保のために特に必要があるときには、原子力の安全の確保に関する施策の実施について関係行政機関の長に勧告できることとする。(環境省設置法)

3. 独立性の確保

- (1) 原子炉等の規制に係る行政判断を行う権限は、原則として環境大臣から原子力規制庁長官に委任する。(原子炉等規制法)
- (2) 原子力規制庁に原子力安全調査委員会を設置し、原子力規制庁による規制の実効性や原子力事故の際の原因究明等の調査を行う。
(原子力基本法、環境省設置法、原子力安全調査委員会設置法)
- (3) 原子力安全調査委員会に、原子力の安全を確保するために必要な場合の勧告権等を付与する。(原子力安全調査委員会設置法)

4. 環境省における対応

- (1) 放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置について、環境基本法の適用の対象とする。(環境基本法)
- (2) 放射性物質及びこれによって汚染された物について、循環型社会形成推進基本法の適用の対象とする。(循環型社会形成推進基本法)
- (3) 環境省の副大臣、政務官の定数をそれぞれ二名とする。(国家行政組織法)

原子力安全規制の転換

1. 原子力基本法の見直し

- (1) 原子力利用における安全の確保は、国際的な動向を踏まえつつ、放射線による有害な影響から人の健康と環境を保護することを目的として行うことを、原子力利用の基本方針とする。
- (2) この基本方針を踏まえて、原子力安全調査委員会は、原子力安全の確保に関する規制等に関し、その実施状況を調査し、その結果に基づき、必要があると認めるときは環境大臣又は原子力規制庁長官に勧告等を行う。

2. 原子炉等規制法の見直し

(1) 重大事故対策の強化

原子炉等規制法の法目的に、重大な事故の発生に伴う所外への放射性物質の異常放出といった災害の防止が含まれること、及び発電用原子炉設置等が行うべき保安措置に重大事故対策も含まれることの明確化を行う。

また、規制上一律に定める安全上の要求内容に加えて、事業者自らが原子力施設の安全性評価を行い、その内容を公表させる制度を導入する。

(2) 事後規制の許可済施設への適用等

許可済みの原子炉施設等に対して、最新の知見を踏まえた新たな基準が定められた場合にも、当該基準に適合させる制度を導入する。

また、安全性の向上に繋がる技術の発電用原子炉施設等への着実な導入を促進するため、安全性を向上させる設備の改善、増設等について、許認可審査の重複を排除すべく、設備の型式承認制度を設けるとともに、発電用原子炉施設の設備等の変更のうち、災害の防止上支障がないことが明らかなものについて、届出制度を導入する。

(3) 運転期間の制限等

発電用原子炉を運転できる期間を、使用前検査に合格した日から起算して40年と定める。ただし、当該期間の満了に際し、長期間の運転に伴い生ずる原子炉等の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基準として環境省令で定める基準に適合していると認めるときに限り、20年を超えない期間であって政令で定める期間を限度として、一回に限り、延長の認可をすることができることとする。

(4) 発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理

発電用原子炉施設について、原子炉等規制法で一元的に必要な措置を講ずるため、元来電気事業法の規制の下にあった発電用原子炉施設についての規定を原子炉等規制法に新設する等、所要の整理を行う。

(5) その他

① 災害が発生した施設に対する安全規制措置の導入

災害が発生した施設について、原子炉等規制法第64条の応急措置を講じた後、廃止措置等を講ずるまでの間更なる災害の防止又は核物質防護の観点から、当該施設を特定原子力施設に指定し、実施計画の策定・認可を義務づけ、当該計画に沿った措置を講ずることを義務づける。

② 審査専門委員の設置

原子炉の設置の許可等に当たって、高度な専門技術的知見を踏まえ適切な判断を行うため、原子力規制庁に審査専門委員を置く。

③ 設計及び工事の段階への品質保証の導入等

原子炉施設等の設計及び工事の段階から原子炉設置者の品質管理体制等について確認すべく、工事の計画の方法の認可基準に追加する。

また、原子力施設の設備の製造を行う者等に対し、必要に応じて立入検査を行うことができる制度を導入する。

④ 事業者の取組責任の明確化

原子力事業者等は、原子力災害の防止に関し、必要な措置を講ずる責務を有することを明確化する。

原子力災害対策特別措置法の改正

1. 原子力災害予防対策の充実

(1) 原子力事業者の防災対策・訓練の強化

原子力事業者の防災訓練の実施状況を国が確認し、必要な改善等を命令することができることとし、違反した場合の罰則等も措置する。

(2) 原子力災害対策重点区域(いわゆるEPZ)見直しへの対応

原子力事業者が防災業務計画の協議や事故事象の通報等を行うべき関係周辺都道府県知事の要件を改正する。

2. 原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化

(1) 副本部長・本部員の増員

全ての国務大臣を本部員とし、副大臣のみならず大臣政務官も本部員に任命可能とするとともに、本部長(内閣総理大臣)を支える副本部長(環境大臣)も増員可能にする。

3. 原子力緊急事態解除後の事後対策の円滑化

(1) 原子力災害対策本部による事後対策の推進

原子力緊急事態解除後も引き続き原子力災害対策本部を存置し、事後対策の推進のための本部長による各省・自治体等への指示権等を確保する。

(2) 市町村長による避難指示等の存置

残留する放射性物質から住民の安全を確保するため、市町村長による避難指示や立入制限等を行うことができることとする。

4. 原子力防災指針の法定化

環境大臣による原子力防災指針の策定を法定化し、各府省・自治体等による原子力災害対策の実施に係る専門的・技術的事項を規定する。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件

1 趣旨

産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、産業保安監督部の支部及び産業保安監督署の設置に関し、地方自治法の定めにより国会の承認を求めるもの。

2 概要

(1) 産業保安監督部等の設置

- 現在、原子力安全・保安院に、各地域において火薬、高圧ガス、鉱山等の産業保安に関する業務を行う組織として、
 - ・産業保安監督部（北海道、関東東北、中部近畿、中国四国、九州）
 - ・那覇産業保安監督事務所
 - ・産業保安監督部の支部（東北、近畿、四国）
 - ・産業保安監督署（釧路、北陸）が設置されているところ
- 原子力安全・保安院の廃止による組織再編に伴い、これらの組織を、経済産業省の地方支分部局として改めて設置（原子力組織制度改革法(案)の附則にて措置）

(2) 国会の承認について

- 上記の産業保安監督部等の設置については、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、その名称、位置及び管轄区域について、国会の承認が必要

3 原子力組織制度改革法(案)との関係

- 本承認は、原子力組織制度改革法(案)の附則により設置される産業保安監督部等について、地方自治法の規定により承認を求めるものであり、一体不可分のもの

